

### 第 30 号議案

足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

足立区子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年足立区条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「9 歳」を「15 歳」に改める。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「対象」を「対象者」に改める。

第 5 条中「医療証」の次に「（以下「医療証」という。）」を加える。

第 6 条第 1 項中「入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）」を「入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）」に改める。

第 7 条の 2（見出しを含む。）中「標準負担額相当額」を「食事療養標準負担額」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項の改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

医療費助成の対象年齢を拡大するとともに、健康保険法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。